

新型コロナウイルス感染症／実習中の学生へ（第2報）

20200221 現在

弘前学院大学看護学部

1. 厚生労働省は、「感染が疑われる場合の症状と対処方法」を発表（2020.02.17）

1) 新型コロナウイルス感染症の症状

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合である。

2) 問い合わせ先

- ・新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせること。保健所の指示を受けた後に受診する。

- ・「帰国者・接触者相談センター」

☎ 弘前保健所 : 0172-33-8521

☎ 東地方保健所 : 017-739-5421

2. 実習中の学生の対処方法

【新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があり休む場合】

- 1) 学生は、看護学部事務室に電話をすること。 ⇒ ☎0172-31-7100
 - ・学生は、自身の体調を説明し、実習施設を休むことを伝える。
(学生が実習を休んだ場合、実習担当教員は看護学部事務へ電話をして確認する。)
- 2) 学生は、疑わしい症状があった場合、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせをし、医療機関受診についての指示を受ける。
- 3) 指示通りに医療機関を受診した結果は、実習担当の教員へ電話にて伝える。
- 4) 学生は、受診した病院で診断書を発行してもらい、実習担当の教員へ提出する。
但し、教員への提出方法は郵送とする。

【学生の同居家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があり休む場合】

- ・大学に電話にて休むことを連絡し、自宅待機とする。

3. 実習中に学生が毎日行うこと

- 1) 毎日、朝と夕方に検温をし、「体調に関する記録表」に記載する。
- 2) 「体調に関する記録表」は、毎日実習指導教員へ提出し、確認を得る。

4. 実習担当教員との連絡方法

- 1) 実習中に、新型コロナウイルスが疑われる場合の連絡手段は、必ず電話とする。
- 2) 自宅が大学の近くであっても、直接大学にきて事務や教員へ報告・相談は避ける。